

## 氷見市訪問型サービスA及び通所型サービスAの実施に係る細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、氷見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号に定める訪問型サービスA及び通所型サービスAの実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この細則における用語の意義は、この細則において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び氷見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

### (氷見市訪問型サービスAの内容)

第3条 訪問型サービスAの事業の内容は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理、買物その他日常生活における家事支援のうち、適切な介護予防ケアマネジメントにより必要と認められたものとする。

### (氷見市訪問型サービスAの対象者)

第4条 居宅要支援被保険者で、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、前条に規定するサービスの提供が必要と認められた者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一人暮らしの者
- (2) やむを得ない事由により同居家族より支援を受けるのが困難であると介護予防ケアマネジメントで認められた者

### (氷見市訪問型サービスAの利用回数及び利用時間)

第5条 訪問型サービスAの利用回数は、次の各号に掲げる回数を目安とし、地域包括支援センター（法第115条の46に規定する地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託により介護予防ケアマネジメントを実施する居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）の介護予防ケアマネジメントにより決定する。

- (1) 要支援1の者は、週1回以内とする。
- (2) 要支援2の者は、週2回以内とする。

2 利用時間は、1回の利用につき45分以内を目安とする。

### (氷見市通所型サービスAの内容)

第6条 通所型サービスAの事業の内容は、心身の状態等を踏まえながら、ミニデイサービス、運動、レクリエーション活動等の介護予防プログラムを行うことにより、自立支

援を目的とした生活機能訓練や社会交流の場を提供し、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(氷見市通所型サービスAの対象者)

第7条 居宅要支援被保険者のうち、引きこもりがちな者又は軽度認知症等のリスクのある者で、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、前条に規定するサービスの提供が必要と認められた者とする。

(氷見市通所型サービスAの利用回数及び利用時間)

第8条 通所型サービスAの利用回数は、次の各号に掲げる回数を目安とし、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにより決定する。

(1) 要支援1の者は、週1回以内とする。

(2) 要支援2の者は、週2回以内とする。

2 提供時間は、1回の利用につき原則3時間程度を目安とする。